

令和8年度 浜松市「屋外広告物講習会」開催のお知らせ

【※】屋外広告物「点検技能講習」
ではありません。

新たに屋外広告業を営もうとする方、屋外広告業の業務主任者の資格を取得したい方、屋外広告物の知識を習得したい方などを対象に屋外広告物講習会を開催します。

なお、講習会修了者は、浜松市の屋外広告業の「業務主任者」及び「堅ろうな広告物（高さ4mを超す広告物のことをいう）の管理者」の資格者に該当することとなります。

【※】この講習会修了者は、浜松市の「堅ろうな広告物の点検者」の資格要件には該当しませんのでご注意ください。（ただし、屋外広告業の「業務主任者」及び「堅ろうな広告物の管理者」としての資格要件に該当することには変わりはありません。）

なお、他自治体の屋外広告業の「業務主任者」及び「堅ろうな広告物の管理者」としての資格要件に該当するかについては、当該自治体へお問い合わせください。

「堅ろうな広告物の点検者」の資格要件に該当する屋外広告物「点検技能講習」の受講については、（一社）日本屋外広告業団体連合会のホームページ（検索→「屋外広告物点検技能講習」）をご覧ください。

参 考

- 浜松市内で屋外広告業を営もうとする者は、浜松市に「屋外広告業」の登録をしなければなりません。ただし、静岡県に屋外広告業の登録をしてある場合は、浜松市に「特例屋外広告業」の届出をすることで、浜松市の登録業者とみなされます。
- 屋外広告業者は、営業所ごとに、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関する責任者を、「業務主任者」として、次のいずれかの資格等を持った者から選任することが義務づけられています。
[資格]
 - ・国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（屋外広告士）
 - ・職業能力開発促進法に基づく広告美術科の職業訓練指導員の免許を所持する者、広告美術仕上げの技能検定試験に合格した者又は広告美術科の職業訓練の課程を修了した者
 - ・都道府県・政令指定都市・中核市が実施した屋外広告物講習会の課程を修了した者

1 開催日時 令和8年6月30日(火) 午前9時30分～午後4時00分

(午前9時15分から受付開始)

2 会 場 アクトシティ浜松 コングレスセンター 22～23会議室
〒430-7790 浜松市中央区板屋町111番地の1

3 講習会内容 (1) 広告物及び掲出物件に関する法令についての知識
屋外広告物法・浜松市屋外広告物条例、道路法、
建築基準法、景観法、法令認識テスト・回答解説
(2) 広告物の表示及び掲出物件の設置の方法についての知識
屋外広告物の現状について
(3) 広告物及び掲出物件の施工についての知識
構造・材料・設置方法、電気

4 受講申込 下記をご確認のうえ、電子申請にて申込ください。

申込の流れ **【注意】申請書（紙）による申込はできません。**

①受付期間中に、浜松市HP「屋外広告物講習会」から電子申請を行います。

②受講手数料の納付方法は、クレジットカードでの支払のみになります。

※対応するブランド：VISA/Master/JCB/American Express/Diners Club

【注意】電子申請完了後、支払情報を確認できます。（領収書は発行されません）

③処理完了時、会場の座席番号を通知します。

受付期間 **1次受付** 対象者：県内在住、在勤又は在学者

令和8年4月17日（金）0：00～令和8年4月27日（月）23：59

2次受付 対象者：全ての方

令和8年5月8日（金）0：00～令和8年5月15日（金）23：59

※1次受付で定員に達した場合、2次受付は行いません。

定員 50名（先着順）

電子申請サイトリンク

1次受付（令和8年4月17日0：00より利用可能）

2次受付（令和8年5月8日0：00より利用可能）



5 受講手数料	(1) 広告物及び掲出物件に関する法令についての知識	1, 200円
	(2) 広告物の表示及び掲出物件の設置の方法についての知識	1, 200円
	(3) 広告物及び掲出物件の施工についての知識	1, 200円

計 3, 600円

※『(3) 広告物及び掲出物件の施工についての知識』課程が免除となる場合 計 2, 400円

6 一部免除

次の資格を有する方は、『広告物及び掲出物件の施工についての知識』課程を免除することができます。（(1)(2)の課程は受講が必須です。）

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- ・ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
- ・ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号から第3号までに掲げる第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- ・ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第2の訓練科の欄に掲げる帆布製品製造科に係る職業訓練を修了した者、同令別表第11の免許職種の欄に掲げる帆布製品科に係る職業訓練指導員免許を受けた者又は同令別表第11の3の3に掲げる帆布製品製造に係る技能検定に合格した者

※ 一部免除を希望する方は、電子申請の際に、その資格を証する書面をアップロードしてください。

7 当日持ち物

- ・ 申請番号、会場の座席番号が分かるもの（完了通知メールなど）
※申請番号・座席番号は処理完了の際に、メールにてお知らせします。
- ・ 筆記用具

8 注意事項

- ・ 屋外広告物講習会修了証書は、講習会の受講後に会場で交付します。
- ・ 受講者の変更はできません。
- ・ 電子申請の受付完了後は、手数料の返還はできません。

[問い合わせ先]

浜松市 都市整備部土地政策課 景観広告グループ

TEL：053-457-2344

Mail：tochi@city.hamamatsu.shizuoka.jp